

## 議第26号 過疎地域自立促進計画の変更について

### 1 変更の趣旨

市内の過疎地域（旧下蒲刈町、旧倉橋町、旧蒲刈町、旧豊浜町及び旧豊町の区域をいいます。以下同じ。）の振興に向けての総合的かつ計画的な対策を講じ、自立促進等を図るため、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下「過疎法」といいます。）に基づき、「過疎地域自立促進計画（平成28年度～令和2年度）」を策定していますが、状況の変化や地域のニーズを踏まえ、過疎地域の振興に必要な事業の追加をするとともに、改元に伴う所要の整理をするものです。

### 2 過疎地域について

過疎地域は、過疎法に規定する人口要件（人口減少率、高齢者比率など）及び財政力要件（一定以下の財政力指数など）に該当する市町村の区域です（過疎法第2条第1項）。ただし、過疎地域市町村を含む合併による新市町村は、過疎地域市町村の要件・過疎地域とみなされる市町村の要件ともに該当しない場合でも、その新市町村のうち合併前に過疎地域であった旧市町村の区域が過疎地域とみなされます（過疎法第33条第2項）。

### 3 財政措置について

過疎市町村が作成した過疎地域自立促進計画に基づいて実施される各種の事業の財源として過疎対策事業債（充当率100パーセント、交付税措置率70パーセント）を発行することができます。

### 4 追加事業の内訳及び第4次呉市長期総合計画後期基本計画での位置付け

（単位：千円）

事業名称	事業内容	事業主体	計画期間中概算事業費	第4次呉市長期総合計画後期基本計画での位置付け
水産基盤整備事業（蒲刈町地域）	浮棧橋改良等	市	13,000	第5節 産業分野 第1項 農林水産業 4 水産業の振興
くらはし産業館万葉の里整備事業（倉橋町地域）	建物設備等改修	市	800	第5節 産業分野 第4項 観光 3 観光資源の活用と創出
情報通信基盤整備助成事業（全域）	情報通信基盤整備助成	市	49,800	第6節 都市基盤分野 第3項 都市施設 2 情報機能の強化

安芸灘大橋通行料助成事業（下蒲刈町・蒲刈町・豊浜町・豊町地域）	安芸灘大橋通行料助成	市	7, 0 0 0	第6節 都市基盤分野 第4項 住生活環境 4 定住・移住促進, 空き家の有効活用
高齢者生活福祉センター整備事業（蒲刈町地域）	蒲刈高齢者生活福祉センター設備等改修	市	1 8, 0 0 0	第2節 福祉・保健分野 第4項 高齢者福祉 3 健全な介護を支える仕組みの推進
医療機器・施設等整備事業（下蒲刈町・蒲刈町・豊浜町・豊町地域）	公立下蒲刈病院医療機器整備・設備等改修	市	2 4, 7 9 2	第2節 福祉・保健分野 第1項 地域福祉・地域医療 2 地域医療体制の確保
倉橋グラウンド整備事業（倉橋町地域）	建物設備等改修	市	2, 0 0 0	第3節 教育分野 第3項 文化・スポーツ 2 スポーツの振興
合計（7事業）			1 1 5, 3 9 2	